

2024年5月24日

滋賀県議会議長 有村國俊 様

日本共産党滋賀県議会議員団

節木三千代

中山 和行

一般質問の発言時間削減の中止を求める申し入れ

2023年2月議会から「効率的な議会運営」を目的に、議員の一般質問の持ち時間を30分から25分に削減し、現在「試行」されています。

全国町村議会議長会編集「議員必携」では、「議会は『言論の府』といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障している」とし、「もしも言論の自由がなくなれば、議員は、その職責を果たすことは、とうてい不可能である」とまで明記しています。また一般質問について「議員固有の権能として与えられているもの」とされており、県民の願い実現のためにかかすことができないものであり、「効率化」の名の下に議員の発言を制限することは許されません。

日本共産党県議会議員団は、発言時間の削減はやめ、少なくとも30分にもどすべきだと主張してきました。

しかし、5月22日の議会運営委員会において、一般質問の持ち時間を25分に「決定」してはどうかとの発言があり、多くの委員が賛同を示しました。そして、次回の議会運営委員会で決められようとしています。

議運当日に示された「過去5年間の一般質問日の質問者数および終了時刻」の表においても、質問者数が多い場合は、日程を1日延ばして5日間としています。

異常な円安などによる物価高騰、実質賃金は24カ月連続でマイナスなど、県民の暮らしの深刻さが増しているもとで、言論の府である県議会には、いっそう自由で活発な議論が求められています。今回の一般質問の発言時間削減は、県民の声を封じていくものであり、断じてやめるよう申し入れるものです。